

自賠責保険基準料率改定の届出について

令和3年1月

目 次

1. 基準料率改定的前提及び基準料率の算出方法	1
2. 基準料率の改定率計算	2
3. 車種別純保険料率改定率	4
4. 改定基準料率表（12か月契約）	5
5. 保険期間別改定基準料率表（12・24・36か月契約）	9

1. 基準料率改定の前提及び基準料率の算出方法

(1) 基準料率改定の前提

- ① 改定の実施日 : 2021年4月1日とする。
- ② 収支均衡期間 : 2021～2025年度の5年間とする。

(2) 基準料率の算出方法 (注1)

	基準料率の算出方法	参 考						
① 純保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ・水準是正 2020年度料率検証結果に基づく所要水準^{※1}に是正 ・滞留資金の活用 2020年度末の滞留資金見込額(5,965億円)^{※2}を収支均衡期間で活用 	<ul style="list-style-type: none"> ※1 2020年度料率検証結果における2021契約年度損害率(110.2%) (新型コロナ感染拡大前の事故率の傾向から予測) ※2 滞留資金見込額は、「運用益積立金による赤字補填後の累計収支残(3,509億円)」及び「運用益積立金残高(2,457億円)」の合計額 						
② 社費	<ul style="list-style-type: none"> ・水準是正 2020年度料率検証における実績値^{※3}をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出 ・累計社費収支残の償却 2020年度末の累計社費収支残見込額(△97億円)を収支均衡期間で償却 	<ul style="list-style-type: none"> ※3 2020年度料率検証結果における2019年度支出社費(2,212億円) 						
③ 代理店手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・水準是正^{※4} 2019年度における契約1件当りの所要額をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出 	<ul style="list-style-type: none"> ※4 現行基準料率における代理店手数料(1,723円) 						
④ 賦課金	純保険料率および社費に対する賦課金の割合は据置き ^{※5}	<ul style="list-style-type: none"> ※5 現行基準料率における賦課金率・賦課金係数^(注2) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・純賦課金率</td> <td style="text-align: right;">$\frac{2}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>・付加賦課金率</td> <td style="text-align: right;">$\frac{3}{1,000}$</td> </tr> <tr> <td>付加賦課金係数^(注2)</td> <td style="text-align: right;">$\frac{K}{K+3}$</td> </tr> </table>	・純賦課金率	$\frac{2}{1,000}$	・付加賦課金率	$\frac{3}{1,000}$	付加賦課金係数 ^(注2)	$\frac{K}{K+3}$
・純賦課金率	$\frac{2}{1,000}$							
・付加賦課金率	$\frac{3}{1,000}$							
付加賦課金係数 ^(注2)	$\frac{K}{K+3}$							

(注) 1. すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

2. 付加賦課金係数におけるKは、保険期間の1年に対する割合である。

2. 基準料率の改定率計算 (注1)

純 保 険 料 率	水 準 是 正	A. 2021契約年度収入純保険料	5,896 億円
		B. 2021契約年度支払保険金	6,496 億円
		C. 損害率 (B ÷ A)	110.2 %
		D. 水準是正による改定率 (C - 100.0%)	10.2 %
滞 留 資 金 の 活 用	(内、新型コロナの影響による増分)	E. 2020年度末における滞留資金見込	5,965 億円
		F. 2021~2025契約年度収入純保険料	29,639 億円
		G. 滞留資金の活用による改定率 (△E ÷ F)	△ 20.1 %
		H. 純保険料率改定率 (D + G)	△ 9.9 % <small>(注3)</small>
社 費		I. 水準是正による改定率	△ 1.5 %
		J. 2020年度末における累計社費収支残見込の償却による改定率	0.9 %
		K. 社費改定率 (I + J)	△ 0.6 % <small>(注4)</small>
代 理 店 手 数 料		L. 水準是正による改定率	0.6 % <small>(注5)</small>
基 準 料 率 改 定 率		M. 合計 (H × 0.667 + K × 0.249 + L × 0.084) <small>(注2)</small>	△ 6.7 %

(注) 1. すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

2. 算式中の数値(0.667、0.249、0.084)は、2020年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。

3. 2021年4月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、122.3% (= $\frac{110.2\%}{100.0\% - 9.9\%}$) となる。

(注) 4. 改定後の契約1件当り社費

○改定後の支出社費は、賃金、物価、社会保険等の増減率及び契約台数、支払件数の増減率を勘案して算出

			現行基準料率			改定基準料率		
			営業費	損害調査費	計	営業費	損害調査費	計
支出社費	事業費	人件費	円 2,138	円 1,251	円 3,389	円 2,192	円 1,156	円 3,348
		物件費	957	353	1,310	999	326	1,325
	その他の事業費		250	118	368	264	117	381
	支出社費計		3,345	1,722	5,067	3,455	1,599	5,054
	累計社費収支残見込 (赤字償却・黒字還元分)		47	16	63	47	△ 3	44
社費			3,392	1,738	(A) 5,130	3,502	1,596	(B) 5,098
改定率 $\left[\frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$						△ 0.6%		

5. 改定後の契約1件当り代理店手数料

○改定後の代理店手数料は、賃金、物価の増減率を勘案して算出

	現行基準料率	改定基準料率
代理店手数料	(A) 1,723 円	(B) 1,733 円
改定率 $\left[\frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$	0.6%	

3. 車種別純保険料率改定率 (注1)

(単位：%)

車種 (注2)	2021 契約年度 車種別損害率 A	車種別純保険料率 改定率 (注4) B	改定後の 車種別予定損害率 C
営業用乗合自動車	112.8	△ 7.8	122.3
自家用乗合自動車	114.4	△ 6.5	
営業用乗用自動車 (個人タクシーを除く)	110.4	△ 9.8	
営業用乗用自動車(個人タクシー)	115.0	△ 6.0	
自家用乗用自動車	109.7	△ 10.3	
営業用貨物自動車(注3)	111.1	△ 9.2	
自家用貨物自動車 (普通貨物2t超を除く)	111.0	△ 9.3	
軽自動車(検査対象車)	110.2	△ 9.9	
小型二輪自動車	107.7	△ 12.0	
軽自動車(検査対象外車)	109.8	△ 10.3	
原動機付自転車	115.0	△ 6.0	
その他	111.1	△ 9.2	
合計	110.2	△ 9.9	122.3

- (注) 1. すべての地域及び保険期間を合計した値である。
 2. 保険成績を安定的に把握するためには、データ量を確保する必要があるため、12車種区分に統合して車種別損害率を算出している。
 3. 営業用貨物自動車には、自家用普通貨物2t超を含む。
 4. 車種別純保険料率改定率(B)欄は、2021契約年度車種別損害率(A)欄を基に、改定後の車種別予定損害率(C)欄が全車種合計の予定損害率と同一(122.3%)となるように算出している。

$$(例) 自家用乗用自動車の改定率 \triangle 10.3\% (B) = \frac{109.7\% (A)}{122.3\% (C)} - 1$$

4. 改定基準料率表（12か月契約）

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^{（注）}

（単位：円、％）

車種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A×100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	40,370	37,830	△ 2,540	△ 6.3		
	自家用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営業用乗用自動車 A		102,200	93,120	△ 9,080	△ 8.9		
営業用乗用自動車 B		81,360	74,260	△ 7,100	△ 8.7		
営業用乗用自動車 C		62,110	56,830	△ 5,280	△ 8.5		
営業用乗用自動車 D		37,680	35,950	△ 1,730	△ 4.6		
自家用乗用自動車		13,410	12,700	△ 710	△ 5.3		
けん引普通 貨物自動車 及び普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	30,530	28,380	△ 2,150	△ 7.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	21,970	20,580	△ 1,390	△ 6.3	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	22,570	21,130	△ 1,440	△ 6.4	
		最大積載量が2トン以下のもの	20,370	19,120	△ 1,250	△ 6.1	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	19,310	18,160	△ 1,150	△ 6.0		
	自家用	15,050	14,280	△ 770	△ 5.1		
小型二輪自動車		7,420	7,270	△ 150	△ 2.0		
軽自動車	検査対象車	13,210	12,550	△ 660	△ 5.0		
	検査対象外車	7,670	7,540	△ 130	△ 1.7		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		7,280	7,200	△ 80	△ 1.1		
緊急自動車		6,470	6,470	0	0.0		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,620	10,250	△ 370	△ 3.5	
	小型二輪自動車		7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	
	軽自動車	検査対象車	7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	
		検査対象外車	7,160	7,100	△ 60	△ 0.8	
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	
	教習用自動車		6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		14,660	13,930	△ 730	△ 5.0
		小型二輪自動車		8,980	8,750	△ 230	△ 2.6
		軽自動車	検査対象車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6
			検査対象外車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,130	5,250	120	2.3		
	検査対象外車	5,150	5,270	120	2.3		
原動機付自転車		7,060	7,070	10	0.1		

（注）保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	14,340	13,770	△ 570	△ 4.0		
	自 家 用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	19,080	17,890	△ 1,190	△ 6.2		
	個 人 タ ク シ ー	19,080	17,890	△ 1,190	△ 6.2		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,610	6,580	△ 30	△ 0.5		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	13,200	△ 660	△ 4.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	11,300	△ 470	△ 4.0	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	13,200	△ 660	△ 4.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	11,300	△ 470	△ 4.0	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	7,830	7,710	△ 120	△ 1.5		
	自 家 用	7,830	7,710	△ 120	△ 1.5		
小 型 二 輪 自 動 車		5,830	5,860	30	0.5		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,300	6,300	0	0.0		
	検 査 対 象 外 車	5,490	5,570	80	1.5		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,210	5,320	110	2.1		
緊 急 自 動 車		5,240	5,350	110	2.1		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,390	110	2.1	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,280	5,390	110	2.1	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,390	110	2.1	
		検 査 対 象 外 車	5,300	5,410	110	2.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	教 習 用 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,910	5,960	50	0.8
		小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,300	120	2.3
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,300	120	2.3
			検 査 対 象 外 車	5,160	5,280	120	2.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,250	120	2.3		
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,270	120	2.3		
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,350	110	2.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	29,150	27,460	△ 1,690	△ 5.8		
	自 家 用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	57,740	52,870	△ 4,870	△ 8.4		
	個 人 タ ク シ ー	37,680	35,950	△ 1,730	△ 4.6		
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,150	7,970	△ 180	△ 2.2		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,890	8,670	△ 220	△ 2.5		
	自 家 用	8,890	8,670	△ 220	△ 2.5		
小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,150	7,970	△ 180	△ 2.2		
	検 査 対 象 外 車	5,260	5,370	110	2.1		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,730	5,800	70	1.2		
緊 急 自 動 車		6,400	6,400	0	0.0		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,440	6,450	10	0.2	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,390	110	2.1	
		検 査 対 象 外 車	5,260	5,370	110	2.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,120	6,150	30	0.5	
	教 習 用 自 動 車		6,120	6,150	30	0.5	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,850	7,730	△ 120	△ 1.5
		小 型 二 輪 自 動 車		7,480	7,390	△ 90	△ 1.2
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,480	7,390	△ 90	△ 1.2
			検 査 対 象 外 車	7,500	7,410	△ 90	△ 1.2
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,250	120	2.3		
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,270	120	2.3		
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,350	110	2.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 (注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	14,340	13,770	△ 570	△ 4.0		
	自 家 用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	18,960	17,770	△ 1,190	△ 6.3		
	個 人 タ ク シ ー	18,960	17,770	△ 1,190	△ 6.3		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,610	6,580	△ 30	△ 0.5		
けん引普通貨物自動車 普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	10,770	△ 420	△ 3.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	10,340	△ 390	△ 3.6	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	10,770	△ 420	△ 3.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	10,340	△ 390	△ 3.6	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	7,810	7,690	△ 120	△ 1.5		
	自 家 用	7,810	7,690	△ 120	△ 1.5		
小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,540	5,620	80	1.4		
	検 査 対 象 外 車	5,260	5,370	110	2.1		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,210	5,320	110	2.1		
緊 急 自 動 車		5,240	5,350	110	2.1		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,390	110	2.1	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,260	5,370	110	2.1	
		検 査 対 象 外 車	5,250	5,360	110	2.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	教 習 用 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,400	5,490	90	1.7
		小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,300	120	2.3
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,300	120	2.3
			検 査 対 象 外 車	5,160	5,280	120	2.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,250	120	2.3		
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,270	120	2.3		
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,350	110	2.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

5. 保険期間別改定基準料率表（12・24・36か月契約）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車種	12か月（1年）契約				24か月（2年）契約				36か月（3年）契約					
	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率		
	A	B	C=B-A	D=C÷A	E	F	G=F-E	H=G÷E	I	J	K=J-I	L=K÷I		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	40,370	37,830	△ 2,540	△ 6.3										
営業用														
自家用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8										
営業用乗用自動車A	102,200	93,120	△ 9,080	△ 8.9										
営業用乗用自動車B	81,360	74,260	△ 7,100	△ 8.7										
営業用乗用自動車C	62,110	56,830	△ 5,280	△ 8.5										
営業用乗用自動車D	37,680	35,950	△ 1,730	△ 4.6										
自家用乗用自動車	13,410	12,700	△ 710	△ 5.3	21,550	20,010	△ 1,540	△ 7.1	29,520	27,180	△ 2,340	△ 7.9		
けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用													
	最大積載量が2トンを超えるもの	30,530	28,380	△ 2,150	△ 7.0	55,450	51,070	△ 4,380	△ 7.9					
	最大積載量が2トン以下のもの	21,970	20,580	△ 1,390	△ 6.3	38,490	35,630	△ 2,860	△ 7.4					
	自家用													
最大積載量が2トンを超えるもの	22,570	21,130	△ 1,440	△ 6.4	39,680	36,710	△ 2,970	△ 7.5						
最大積載量が2トン以下のもの	20,370	19,120	△ 1,250	△ 6.1	35,330	32,730	△ 2,600	△ 7.4						
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車														
営業用	19,310	18,160	△ 1,150	△ 6.0	33,230	30,840	△ 2,390	△ 7.2						
自家用	15,050	14,280	△ 770	△ 5.1	24,790	23,150	△ 1,640	△ 6.6						
小型二輪自動車	7,420	7,270	△ 150	△ 2.0	9,680	9,270	△ 410	△ 4.2	11,900	11,230	△ 670	△ 5.6		
軽自動車	検査対象車	13,210	12,550	△ 660	△ 5.0	21,140	19,730	△ 1,410	△ 6.7	28,910	26,760	△ 2,150	△ 7.4	
	検査対象外車	7,670	7,540	△ 130	△ 1.7	10,160	9,770	△ 390	△ 3.8	12,600	11,960	△ 640	△ 5.1	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	7,280	7,200	△ 80	△ 1.1	9,390	9,130	△ 260	△ 2.8						
緊急自動車	6,470	6,470	0	0.0	7,800	7,670	△ 130	△ 1.7	9,100	8,850	△ 250	△ 2.7		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	10,620	10,250	△ 370	△ 3.5	16,020	15,170	△ 850	△ 5.3	21,310	19,990	△ 1,320	△ 6.2	
	小型二輪自動車	7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	9,180	8,930	△ 250	△ 2.7	11,150	10,730	△ 420	△ 3.8	
	軽自動車	検査対象車	7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	9,180	8,930	△ 250	△ 2.7	11,150	10,730	△ 420	△ 3.8
		検査対象外車	7,160	7,100	△ 60	△ 0.8	9,150	8,910	△ 240	△ 2.6	11,100	10,680	△ 420	△ 3.8
特殊用途自動車	霊きゆう自動車	6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	8,390	8,220	△ 170	△ 2.0					
	教習用自動車	6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	8,390	8,220	△ 170	△ 2.0					
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	14,660	13,930	△ 730	△ 5.0	24,020	22,450	△ 1,570	△ 6.5				
		小型二輪自動車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6	12,760	12,200	△ 560	△ 4.4	16,470	15,580	△ 890	△ 5.4
	軽自動車	検査対象車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6	12,760	12,200	△ 560	△ 4.4				
		検査対象外車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6	12,750	12,180	△ 570	△ 4.5	16,440	15,540	△ 900	△ 5.5
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5,130	5,250	120	2.3	5,140	5,250	110	2.1						
被けん引軽自動車	検査対象車	5,130	5,250	120	2.3	5,140	5,250	110	2.1					
	検査対象外車	5,150	5,270	120	2.3	5,170	5,270	100	1.9	5,190	5,280	90	1.7	
原動機付自転車	7,060	7,070	10	0.1	8,950	8,850	△ 100	△ 1.1	10,790	10,590	△ 200	△ 1.9		

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率及び損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で割り引いている。